平成２１年（フ）第１２８７号
京都府向日市寺戸町向畑51番地の３
債務者　伊藤佳代子
1　決定年月日時　平成21年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第３０５号
香川県高松市鶴市町852番地１
債務者　太田　武市
1　決定年月日時　平成21年８月11日午前11時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第３０６号
香川県高松市鶴市町852番地１
債務者　太田はや子
1　決定年月日時　平成21年８月11日午前11時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第９８号
鹿児島県奄美市名瀬末広町２番26号川三ビル402号
債務者　岩切　博文
1　決定年月日時　平成21年８月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２１年（フ）第１０３号
鹿児島県大島郡伊仙町大字喜念100番地
債務者　政岡　美香（旧姓福里）
1　決定年月日時　平成21年８月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２１年（フ）第１０５号
鹿児島県奄美市名瀬長浜町２番７号
債務者　三浦　良久
1　決定年月日時　平成21年８月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２１年（フ）第７８５号
大阪府高槻市栄町１丁目23番２号　B101号
債務者　松﨑　浩二
1　決定年月日時　平成21年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４７７１号
大阪府高槻市寿町２丁目15番15号
債務者　中川　真宏（旧姓早川）
1　決定年月日時　平成21年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４８８５号
大阪市平野区加美北７丁目８番21号　フェニックス八野302号
債務者　新井　大光
1　決定年月日時　平成21年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４８９１号
大阪府東大阪市高井田中３丁目９番23号
債務者　南　義已知
1　決定年月日時　平成21年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４９６５号
大阪府八尾市刑部３―82―２―611、住民票上の住所大阪府八尾市天王寺屋７丁目19番地志紀マンション714号
債務者　佐々木秀雄
1　決定年月日時　平成21年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５１１２号
大阪市大正区小林東３丁目７番17号　千島マンション302号
債務者　楠元　松治
1　決定年月日時　平成21年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５１７４号
大阪府守口市淀江町５番４―404号
債務者　篠原　博幸
1　決定年月日時　平成21年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５２８０号
大阪市平野区長吉出戸２丁目21番17―304号
債務者　安井　義一
1　決定年月日時　平成21年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５６０３号
大阪府枚方市宮之阪３丁目１番30―207号
債務者　妹尾　恵子
1　決定年月日時　平成21年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５８０５号
大阪府門真市北岸和田２丁目８番７―108号
債務者　沖本　友美（旧姓城）
1　決定年月日時　平成21年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５８３７号
大阪府高槻市緑が丘２丁目11番６号
債務者　谷　　紀宏
1　決定年月日時　平成21年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部